

自家用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	
電 気 工 作 物 の 概 要	
使 用 開 始 年 月 日	

- 備考
- 1 譲受け又は借受けに係る電気工作物の場合は、その旨及び譲受け先又は借受け先の氏名又は名称を電気工作物の概要の欄に付記すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。